

# 高齢者のための生活支援体制整備事業を実施しています! ～あなたの「ちょっと」が地域の力に～

問合せ先 下田市社会福祉協議会 ☎ 022-3294

介護保険制度の改正により、日常生活を送る上で支援が必要な高齢者のために、地域の皆さまの力を集結する新しい取組である生活支援体制整備事業が始まりました。



# 生活支援体制整備事業とは?

皆さまは、5、10年後の将来に向けて自分たちのまちをどのような地域にしたいですか？

現在、全国の市区町村で、高齢者のために地域の支えあい活動を「地域の視点で広げていこう」という取組が始まっています。

この取組の推進役として協議体と生活支援コーディネーターと呼ばれる仕組みができました。

**【協議体】**社会資源の発掘や課題を見つけ、その解決策の協議などを行いながら地域の支えあい活動を発展推進していく場のことです。禹昌は民生禹昌・旧童禹昌・自治会・ボランティア団体などに所属している方々です。

**【生活支援コーディネーター】**協議体委員と協力しながら、自分たちの地域をより暮らしやすくするため  
に、様々な人・団体とのつながりを深めるなどの調整役を担っています。

協議体や生活支援コーディネーターはどのようなことをしているの?

## 地域にある活動・取組を 調べています

地域づくりの話し合いの場  
「協議体」を開催しています

先進事例や地域の課題解決のために  
勉強会を行っています



より良い地域にするための話し合いの場「地区懇談会」を各地区で開催しています



**幼稚教育・保育の無償化が始まりました！**

問合せ先  
学校教育課 こども育成係  
☎ ②3 3929

10月1日から、幼稚園、保育所、認定こども園などの3～5歳児クラスの子どもの利用料が無償化されました。

また、住民税非課税世帯の0～2歳児クラスの子どもについても無償化の対象となります。

- 通園送迎費、食材費、教科書費など実費で徴収する費用は対象外となります。
- 無償化に係る制度改正により、2号認定子ども（保育所等3～5歳児クラス）について、これまで保育料に含まれていた食材費を、別途給食費としてご負担いたしましたことになりました。ただし、下田市では国の減免（注1）に加え、市の独自軽減（注2）を実施するため、これまでと比べ、給食費を

○無償化の対象

①3～5歳の全ての子ども  
無償化の期間は、満3歳になつた後の4月1日から小学校入学までの3年間です。

②住民税非課税世帯の  
0～2歳の子ども

課税世帯であつても、現行の軽減制度は継続するため、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、第2子は半額、第3子以降は無償となります。  
※年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

また、市の独自軽減措置を継続し、子どもが3人以上の多子世帯において、年齢制限無しで、第2子は半額、第3子以降は無償となります。

③認可外保育施設等を  
利用する子ども  
無償化の対象となるためには、事前に市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

3～5歳児は月額3.7万円まで、住民税非課税世帯の0～2歳児は月額4.2万円までの利用料が無償化されます。

## 区 分 表(10月1日以降)

子どもの年齢	認定区分 (保育の必要性)	施設区分	保育料	給食費(食材料費) ※注1・2	
				主食費	副食費 (国基準4,500円)
3～5歳児 クラス	1号認定子ども (なし)	幼稚園	無償	国の制度上は保護者負担ですが、 <b>下田市では無償</b>	実費徴収 (月額2,800円) ※注3
		認定こども園 (幼稚園部)			
	2号認定子ども (あり)	公立・民間保育所		<b>下田市では無償</b>	実費徴収 (月額3,500円) ※注3
		認定こども園 (保育園部)			
0～2歳児 クラス	3号認定子ども (あり)	公立・民間保育所	有償 非課税世帯について無償	<b>保育料に含まれる</b>	
		認定こども園 (保育園部)			

※市内の認可保育所（園）・  
認定こども園・幼稚園一覧

- 幼稚園
- 下田幼稚園（公立）
- 保育所（園）
- 下田保育所（公立）
- 稻生沢保育園（民間）
- ひかり保育園（民間）
- 認定こども園
- 下田認定こども園（公立）

**注 1** 国の制度として35歳の年収360万円未満相当世帯の子ども及び所得にかかわらず、第3子以降の子どもに係る副食費は無償となります。

**注 2** 市単独軽減として子どもが3人以上の多子世帯については、所得や兄姉の年齢にかかわらず、第2子の副食費を半額、第3子以下の副食費を無料とします。

**注 3** 給食費（副食費）については、1号認定子ども（幼稚園等3～5歳児）は現行より1,000円減の2,800円、2号認定子ども（保育所等3～5歳児）は国基準の4,500円より1,000円減の3,500円とします。